事業者評価委員会に係る評価基準について

「大阪文化芸術祭（仮称）」の実施にかかる「企画・運営等業務委託募集要項　３契約に関する事項　（３）その他」及び「企画・運営等業務委託仕様書　７業務報告（ウ）事業者評価委員会への報告」に規定する、事業者評価委員会における評価の基準について、下記のとおりとする。

■評価の基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価内容・着眼点 | 配点 |
| プログラムの企画・運営 | 企画・運営内容 | ・事業目的を正しく理解したうえで、長期的な視点で事業を実施していたか・事業目的を達成しうる企画力（集客力・話題性・キャスティング能力等）を有していたか・来阪者に楽しんでもらえる魅力ある内容となっていたか・大阪の文化芸術資源を活用した集客力の高い内容となっていたか・国内外の観光客を大阪に呼び込む、訴求力のある内容となっていたか・外国人にも分かりやすい工夫された内容となっていたか・万博に向けた機運醸成などの相乗効果が図られる工夫がされていたか | ５０点 |
| 実現性 | ・令和５年度（令和６年度）に提案された企画は実現できたか・見込みどおりの集客はできたか | １５点 |
| 戦略的な広報計画・活動 | ・国内外に向けた長期的な視点で国内外に向け、広報できたか・あらゆる広報媒体を活用した効果的・効率的な広報であったか・広くメディアに取り上げられるような取組みを行えていたか・万博に向けた機運醸成がなされていたか | １５点 |
| 運営体制等 | ・事業を確実かつ円滑に遂行できる運営体制が確保されていたか・事業実施に必要な実行力（ノウハウ等）はあったか・民間、地域、ボランティア等と連携した体制となっていたか | １５点 |
| 合　計 |  | ９５点 |

ア 評価の基準に基づき、受注者からの提出書類及びプレゼンテーション等を踏まえ、事業実績や進捗状況を事業者評価委員会は評価を実施する。

イ 採点の結果95点満点中57点以上を「適」、56点以下「不適」であると評価し、実行委員会はその評価結果を踏まえ、契約の継続について判断する。